面会規程

（目的）

第 1 条　本規程は、入院中の患者と家族等との面会について必要な事項を定め、患者の尊厳の保持、療養生活の質の向上及び円滑な退院支援に資することを目的とする。

（基本方針）

第 2 条　当院は、患者と家族等との面会が患者の心身の安定、治療意欲の向上及び退院支援において重要であることを踏まえ、感染対策その他の正当な理由がない限り、面会を不当に妨げない。

2　やむを得ず面会を制限する場合は、必要最小限の範囲にとどめ、その理由、期間及び対象を明確にする。

（面会者）

第 3 条　面会できる者は、原則として家族、親族その他患者が希望する支援者とする。

2　12 歳未満の小児の面会は、原則として控えるものとする。ただし、患者の病状その他特別の事情があり、病棟責任者が認めた場合はこの限りでない。

（面会の受付）

第 4 条　面会を希望する者は、原則として事前に病院代表を通じて入院病棟へ連絡し、面会時間等の調整を行うものとする。

2　面会時は、病院又は病棟の定める受付手続に従うものとする。

（面会時間）

第 5 条　一般病棟の面会時間は、原則として 14 時から 19 時までとする。

2　集中系病棟（救命、ICU、HCU）の面会時間は、原則として 12 時から 14 時及び 18 時から 20 時までとする。

3　面会時間は、原則として 1 回 15 分以内とする。

4　診療、看護、処置、リハビリテーション、患者の安静確保その他患者対応上必要がある場合は、病棟スタッフが面会時間を調整し、又は一時的に面会を見合わせることがある。

（面会人数及び回数）

第 6 条　面会人数は、原則として患者 1 人につき 1 回 3 名までとする。

2　面会回数は、原則として患者 1 人につき 1 日 1 回とし、同一日に複数回の面会は認めない。

3　前 2 項の規定にかかわらず、患者の病状その他特別の事情があり、病棟責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（面会場所）

第 7 条　一般病棟における面会場所は、原則としてデイルーム又は個室とする。

2　患者の状態その他やむを得ない事情がある場合は、多床室での面会を認めることがあるが、他の患者の療養環境及びプライバシーに十分配慮し、病棟スタッフの指示に従うものとする。

3　集中系病棟（救命、ICU、HCU）における面会場所は、原則としてベッドサイドとする。

4　患者の状態、診療上の必要性又は安全管理上の理由により、病棟スタッフが面会場所を指定し、又は変更することがある。
5　面会場所においては、患者との飲食は行わないものとする。

（面会を控えていただく場合）
第8条　次の各号のいずれかに該当する者には、面会を控えていただく。
1　発熱、咳、鼻水、くしゃみ、咽頭痛その他上気道症状がある者
2　下痢、嘔吐その他感染症が疑われる症状がある者
3　通常と比べて体調がすぐれない者

（面会時の遵守事項）
第9条　面会者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
1　病院内では常時マスクを着用すること
2　入館時及び必要時に手指衛生を行うこと
3　病棟スタッフの指示に従うこと
4　大声での会話、長時間の滞在その他療養環境を損なう行為を行わないこと
5　患者の治療又は他の患者の療養の妨げとなる行為を行わないこと

（面会の制限又は停止）
第10条　院内感染の発生又は地域における感染症流行、患者の病状、診療上若しくは安全管理上の必要その他相当の理由がある場合は、病院長又はこれに準ずる責任者の判断により、面会の方法、人数、時間又は場所を制限し、又は一時停止することがある。
2　前項の場合には、患者及び家族等に対し、可能な限りその理由及び内容を周知するものとする。
3　制限又は停止の必要がなくなった場合は、速やかに見直しを行うものとする。

（特別な配慮を要する場合）
第11条　次の各号に掲げる場合には、前条までの規定にかかわらず、患者の利益に十分配慮し、必要な範囲で柔軟に対応する。
1　終末期その他これに準ずる場合
2　病状説明、意思決定支援又は退院支援上、家族等の同席が必要な場合
3　小児、認知機能低下のある患者、障害のある患者その他家族等の支援を特に要する場合
4　前各号のほか、病棟責任者が特に必要と認めた場合

（周知及び見直し）
第12条　本規程は、院内掲示、入院案内、病院ホームページその他適切な方法により、患者及び家族等に周知する。
2　本規程は、感染症の流行状況、法令・通知の改正及び院内運用の実情を踏まえ、定期的に見直すものとする。

附則
本規程は、令和8年6月1日から施行する。